

岐阜中央中学校 P T A 慶弔内規

第 1 条 この内規は岐阜中央中学校 P T A 会員相互の理解と親睦を深めることを目的とする。

第 2 条 生徒に関する事

- (1) 生徒死亡のとき
- ア、香典(10,000 円)及び淋見舞(3,000 円相当)をおくる。
 - イ、供花をおくる。
 - ウ、学級委員が弔問し、会葬する。
 - エ、代表者が弔問し、会葬する。

(2) 生徒が交通事故・病気で入院（2 週間以上にわたるとき）のときは、見舞品(3,000 円相当)をおくる。

第 3 条 保護者に関する事項

- (1) 保護者死亡のとき
- ア、香典(10,000 円)及び淋見舞(3,000 円相当)をおくる。
 - イ、代表者及び学年委員長・学級委員が弔問し、会葬する。
 - ウ、供花をおくる。

第 4 条 学校職員に関する事項

- (1) 職員死亡のとき
- ア、香典(10,000 円)及び淋見舞(3,000 円相当)をおくる。
 - イ、供花をおくる。
 - ウ、代表者が弔問し、会葬する。

第 5 条 その他の事項

- (1) 第 1 条から第 4 条までに該当せず、しかも慶弔の意を表する必要が生じた場合には、役員会にはかり決定する。
- (2) 上記の慶弔に関しては、すべて返礼しないものとする。

附 則

この内規は平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。